

重点分野－２：

安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

社会・経済環境や産業構造が大きく変化する中で、「連合フォーラムとの連携、国・地方自治体・政党への働きかけなどを通じた政策の実現」、「三者構成を原則とした雇用・労働政策の推進」、「労使関係基盤を背景とする賃金・労働諸条件の向上と社会横断化」を運動の基軸に据え、すべての働く者のための政策実現と労働条件改善に取り組む。

1. 2035年を見据えた社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み

- (1) 「人生100年時代」を展望し、子ども、働く者を含むすべての人が安心して生きていけるよう社会保障を充実させ、誰もが教育機会を均等に保障されたもとで生涯を通じて学び続けることができる教育制度を確立するとともに、これらの基盤となる「公平・連帯・納得」の税制改革を実現するため、世論喚起の取り組みを展開するなどの運動を強化する。
- (2) 全国いずれの地域においても安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・子ども子育てなどのサービスが利用し続けられるための提供体制の改革と人材確保、安心と信頼の年金の実現に向けた取り組みを推進する。
- (3) 誰もがつながり合い、支え助け合いながら安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、社会的孤立や経済的困窮、ダブルケア、就業困難、住宅の確保や移動の制約などの多様で複合的な課題を抱える人や世帯の生活を支える体制を整備するための取り組みを推進する。
- (4) 教育の質的向上をはかるため、学校の働き方改革を実現し、教職員の長時間労働を是正する。また、国による教員の勤務実態の把握と、それにもとづく給特法の抜本的な見直しが検討されるよう、広く社会に働きかける。

2. 持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会・環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進

- (1) AI、IoTなどの技術革新の動向および影響等について、産業別・業種別部門連絡会も活用し情報共有をはかるとともに、良質な雇用の創出と生活の質的向上につなげるための総合対策の検討・策定および技術革新と雇用に関する連合としての考え方をとりまとめる。
- (2) 公正な移行^{※3}を伴う気候変動対策、循環型社会の形成、自然資本の保全、水へのアクセス、食品ロス削減など環境分野の課題解決に向けて、連合エコライフ21や環境社会フォーラムをはじめとした社会的運動を幅広く展開する。
- (3) カスタマーハラスメントを根絶するため、事業者対応に関する法制化と、「倫理的な消費者行動」や「事業者へ苦情・改善要望を申し立てる適切な方法」などに

※3：公正な移行

国際労働組合総連合（ITUC）や連合、国際労働機関（ILO）などが提唱し、国連気候変動枠組条約・パリ協定に取り入れられた概念。日本政府の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」、第五次環境基本計画にも謳われている。現在では温暖化対策だけでなく、第4次産業革命などの進展により生じる地域経済や雇用への負の影響を予め予測し、関係当事者との対話を前提としながら雇用創出や職業能力開発、職業訓練などの必要な施策を講じることで、労働条件の悪化や失業などの雇用への影響を最小限にとどめるための政策パッケージ。

関する消費者教育の実施に向けた社会的合意形成に努める。また、組合員が加害者とならないよう、倫理的な消費者行動に関する啓発運動を実施する。

3. すべての働く者のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

- (1) 「働き方改革関連法」の職場への定着をはかるため、36協定の適正化・労働時間把握など長時間労働是正の取り組みや商慣習の見直しを徹底するとともに、パート・有期契約労働者や派遣労働者と正規雇用労働者との間の不合理な待遇の是正に向けた実態把握や労働条件改善などの取り組みを推進する。
- (2) 労働者派遣法、労働契約法（有期契約）について、運用実態を踏まえたうえで、安易な規制緩和が行われないよう、労働者保護の視点に立った見直しに取り組む。
- (3) 複数の事業場で働く就業者の保護に向けて、労災保険の認定・給付の合算や、雇用保険の適用・給付のあり方の見直し、労働時間の通算規定の堅持及び健康確保措置などの制度改正に取り組む。
- (4) 高年齢者雇用安定法の改正にあたって、就労を希望する高齢者が、年齢にかかわらず働くことのできるための事業場の整備および社会制度の整備をはかる。
- (5) 墜落・転落、転倒など増加傾向にある労働災害を撲滅するため、「労働安全衛生に関する調査」を実施・分析し、業種・業態ごとにさらなる対策に取り組む。また、ハラスメントを含めた過労死・過労自殺防止対策や、関連する労災認定基準の見直しに取り組む。
- (6) 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、構成組織や地方連合会と連携し、導入阻止に向けて取り組む。

4. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

- (1) 春季生活闘争や通年の労使協議を通じて、「賃上げ」「すべての労働者の立場に立った働き方の実現」の実現とあらゆる格差（企業規模間、雇用形態間、男女間、地域間）の是正をはかるとともに、社会横断化を促進する。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化と地域社会の活性化をはかるため、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現および公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを推進する。
- (3) これまでの「地域フォーラム」を、地域を支える政労使などの各団体が地域の諸課題の解決にむけて連携する場としての「地域活性化フォーラム（仮称）」に発展させるとともに、中央・近隣地域との連携などについても検討する。
- (4) すべての働く者が生きがい・働きがいを通じて豊かに働く事のできる社会をめざして、「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」をはかる。
- (5) 最低賃金を労働の対価としてふさわしい水準に引き上げ、社会的セーフティネットとしての機能を強化する。

【連合岩手の取り組み】

《政策実現の推進》

- ① 先に策定された連合「社会保障・教育・税制に関する政策構想」の理解を深め、各種審議会等での意見反映、県や市町村に対する「政策・制度要求と提言」に活かします。
- ② 長年取り組んできた「政策・制度要求と提言」については、各構成組織、退職者連合、岩手労福協等の意見を聞き、推薦議員団等との協議も重ねながら、課題の重点化等も含めて推進します。各地協の自治体要請についても、地域課題等の解決をめざして取り組みます。
- ③ 学校の働き方改革、教職員の長時間労働是正、給特法の抜本的見直しについては、問題点の県民、保護者への周知を含めて、関係構成組織と連携して取り組みます。
- ④ 医療、介護、子育てなどのサービス供給体制の確立と、人材確保については、県の「高齢者福祉・介護保険推進協議会」「子ども子育て会議」「健康いわて 21 プラン推進協議会」「医療審議会」や「介護労働懇談会」などに参画し、労働者代表としての意見反映に努めます。
- ⑤ 社会的孤立、困窮、ダブルケア、就労困難などの課題については、支援を行っている団体、NPO、社会福祉協議会などと情報交流し、ライフサポートセンターいわての活動や政策・制度要求につなげます。
- ⑥ カスタマーズハラスメントを根絶するため、関係構成組織と連携して取り組むとともに、「倫理的な消費者行動」等の普及啓発をめざします。
- ⑦ 2018年盛岡、2019年釜石で開催した「震災復興&クラシノソコアゲ地域フォーラム」を継続して開催します。

《ディーセント・ワークの実現、賃金・労働条件の改善》

- ⑧ 「働き方改革関連法」の職場への定着、「36協定」の適正化、長時間労働の是正と商習慣の見直し、正規雇用労働者との不合理待遇の是正等については、加盟構成組織での実践はもとより、未組織職場での徹底を岩手労働局等に求めるとともに、各種キャンペーンなどを通じて広く県民への普及啓発を行います。
- ⑨ 連合が提唱する「36（サブロク）の日」を広める運動を、関係機関にも呼びかけて取り組みます。
- ⑩ 春季生活闘争については、労働局、地場・中小共闘センターを中心に共闘体制を確立するとともに、「底上げ・底支え」をめざし、格差是正、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」等を求め官民一体で取り組みます。
- ⑪ 春闘期において県経営者協会との政策懇談会、中小企業団体連合会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業家同友会、岩手労働局への要請行動を行い、未組織を含めた県内労働者全体の賃金引上げ、労働条件の改善を図ります。
- ⑫ 最低賃金の引き上げについては、「早期に1,000円」をめざし、最低賃金審議会でも労働側が議論をリードできるよう、岩手労働局長に対する要請、各構成組織による「職場決議」を取り組みます。
- ⑬ 過労死や過労自死等をなくし、メンタルヘルス対策、労働災害を撲滅するための運動を強化し11月に開催される「過労死防止対策シンポジウム」に協力します。
- ⑭ 「治療と仕事の両立支援」を推進し、岩手労働局の「岩手県地域両立支援推進チーム会議」の実効性ある取り組みを求めます。
- ⑮ 公務員の労働基本権回復とともに、公務職場における「会計年度任用職員」移行

が臨時非常勤職員の働き方に大きく影響することから、不利益等が生じることはないよう関係構成組織と連携して取り組みます。

- ⑩ 全国に先駆けて県が導入した「公契約条例」について、現場労働者の賃金労働条件の改善等に結びつくよう「県契約審議会」等で改善を求めるとともに、各市町村でも制定されるよう取り組みます。